

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和 4 年 9 月 2 0 日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 9 時 5 5 分	委員長	土屋 和幸		
	閉 会	午前 1 1 時 5 9 分	委員長	土屋 和幸		
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	柴田 一雄	○	土屋 和幸	○		
	佐原 佳美	○	加藤 弘己	○		
	荻野 利明	○	馬場 衛	○		
説明のため出席した者の職・氏名	市民安全部長	安形 知哉				
	保険年金課長	佐原 敬				
	後期高齢者医療係長	榊原 弘美				
	国保年金係長	仲本 真武				
	健康増進課 健康づくり係長	森田ゆかり				
	健康管理係長	辻村 圭一				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	山本 信治	書記	金原 宥貴	書記	伊藤左和子
会議に付した事件	令和 4 年 9 月 定例会付託議案審査					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：神谷里枝、竹内祐子

総務経済委員会会議録

令和4年9月20日（火）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前9時55分 開会〕

○土屋委員長 改めて、おはようございます。

天候も台風も過ぎて、無事、湖西市を通り抜けていったようですが、まだまだ天気も安定しておりませんが、よろしくお願いたします。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開催いたします。

本日、神谷議員、竹内副議長より傍聴の申出があり、当委員会に同席されますので御報告を申し上げます。

本委員会に委託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきますようお願いをいたします。なお、会議録作成のため、マイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようお願いをいたします。

また、職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

最初に、議案第60号、令和3年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。決算書は14ページから19ページ及び308ページから329ページ、主要施策成果の説明書は193ページから210ページまでとなります。

これにより質疑を行います。質疑は歳入全般と歳出全般に分け、それぞれ行います。

初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方、お願いたします。

はい、佐原委員。

○佐原委員 歳入について、1款で、国民健康保険税において収納率は前年と比較してどうでありましたか。また、順位は比較的良好だとは思いますが、教えてください。

○土屋委員長 はい、保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

令和2年度と比べ、令和3年度の収納率は現年課税分が97.03%で、0.04ポイントの減、滞納繰越分は26.16%で、1.14ポイントの増、合計では88.39%で、1.49ポイントの増となりました。県内23市での順位は現年課税分は2位から3位へ下降、滞納繰越分は11位から8位へ上昇、合計では2位から3位へ下降となっております。

以上です。

○土屋委員長 はい、ありがとうございました。

○佐原委員 すみません、ちょっと早くて、ごめんなさい、%のところ、もう一度すみません。お願いします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

まず、令和3年度の収納率は、現年課税分が97.03%です。0.04ポイントの減。滞納繰越分は26.16%で、1.14ポイントの増。合計では88.39%で、1.49ポイントの増となっております。

以上になります。

○土屋委員長 はい、ありがとうございます。

○佐原委員 もう一度、いいですか。

○土屋委員長 はい、佐原委員。

○佐原委員 減税課税分なんかも2位から3位に落ちてしまったとか、一つだけですけれども、11位から8位というのは何でしたっけね。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

滞納繰越分です。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 いつも努力していただいて、一つですが、わずかですが収納率が順位としては下がっていますけれども、別に%としてはそれほど心配する%ではないと思うんですけども、どんなふうに取り組んだんだけど、結果こうなった理由とか、そこら辺はどうですかね。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

滞納整理については税務課が中心に取り組しております。最初に税務課の取組としましては、滞納年度や金額などの滞納者ごとに状況を確認し、財産調査の予告、最終催告、財産差押え予告などを、文章を使い分けた催告を実施しております。また、催告書を送付しても納付がないものや、納付相談に応じないものには財産調査の上、差し押さえを執行し、困難な案件については静岡県滞納整理機構に移管するなど、収納率の向上に努めています。

次に、保険年金課の取組としましては、保険証一斉更新時に、前年度以前の保険税に滞納がある方は短期被保険者証の対象とし、市役所窓口での交付とすることで、納税相談の機会を増やしました。また、高額療養費の支給においては、滞納のある方は自動償還を行わず、申請いただく際に保険税への充当をお願いするようにしております。

以上になります。

○佐原委員 委員長、よろしいですか。

○土屋委員長 はい、お願いします。

○佐原委員 この間ちょっと市民相談で、生活困窮で年金の停止を申請する人がいたんですね。国保の保険料払っているのと聞いたら、それ払っていないと言うから、それ手続しなくていいのって言ったら、いいですって言ってね。私が無理矢理させるわけにもいかないし、結局、今のところ、ただ産後4か月から6か月ぐらいの方で、ひとり親家庭なんですけど、これなかなか本当に、申し出てくれなければ対応もできないというところが市役所としてはあると思うんですけども、また私たちも市民相談なんかで声かけていこうとは思いますが、みんなで、ケース・バイ・ケースで対応できたらなとは思いますが。

あと、不納欠損が前年より623万円減っていますが、これはよいことだとは思いますが、これはどういった、それこそ先ほどの努力の内容かとは思いますが、お願いします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

不納欠損の前に、滞納者に資力があるかどうかを調査し、資力があれば滞納処分、なければ滞納処分の執行停止を進めております。そのため、過去の処分内容により当年度の不納欠損の金額の大小が決まってきます。前年度と比べ、623万2,000円の不納欠損が減少しておりますが、1件当たりの不納欠損においては、令和2年度は約15万円あったのに対し、令和3年度は約5万7,000円と大幅に減っております。また、100万円超えの欠損者においては、令和2年度は6件あったのに対し、令和3年度は2件のみでありました。

以上になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。

大変なお仕事ですけれども、よろしく申し上げます。

はい、以上です。

○土屋委員長 はい、ありがとうございます。

では、次ありますか。

それでは、はい、柴田委員、お願いします。

○柴田委員 同じく歳入のところですが、3款の国庫支出金のところですが、前年に比べて227万1,000円ということで、62.8%ということで大きく減少しておりますけれども、こちらの理由を教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

災害臨時特例補助金とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年と比較し30%以上の減少が見込まれる場合、申請により国民健康保険税の減免を受けることができますが、その減免額のおおむね10分の6の補助を受けるものであります。国庫支出金としましては62.8%が減少しておりました。令和2年度については53件、令和3年度は18件に減少しております。

以上になります。

○土屋委員長 はい、柴田委員。

○柴田委員 ありがとうございます。

そうすると、新型コロナの感染の影響でそういった減免の方があったということでの、そういったことでの支出金が減少したということの理解でよろしかったですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、そのとおりです。

以上です。

○柴田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 はい、御苦労さまです。ほかには。

はい、佐原委員。

○佐原委員 お願いします。4款2項1目2節の県支出金なんですけど、保険者努力支援分というのがあって、今までいい収納率だったから、去年はよかったですけど、200万円ほど減っているんですけど、さっきの収納率から結果、このように計算されてくるということなんですか。去年より200万円減っている理由。取組報奨金というところだと思うんですけど。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、お答えいたします。

保険者努力支援分は、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、国が交付金を交付する制度であります。後発医薬品の使用割合や保険税収納率など、適正かつ客観的な指標に基づいて評価され、評価点により交付金が交付されます。インセンティブ強化を図り、医療費適正化の取組や国民健康保険固有の構造問題等への対応等を通じて、保険者の役割を發揮し、国保財政基盤を強化することが狙いであります。

以上になります。

○土屋委員長 はい、佐原委員。

○佐原委員 はい、分かりました。収納率だけではなくて、そういう後発医薬品を使っている%だとか、いろいろ構造的なことがあるというのが分かりました。ありがとうございました。

○土屋委員長 はい。ほかには。

はい、加藤委員。

○加藤副委員長 1 款の国民健康保険税において税率の改定をしていますが、その改定した理由は何でしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和3年度の税率改定は、平成24年度の改定以来9年振りの改定でありました。平成30年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、保険税率の一本化を目指すために、賦課方式の資産割を廃止することが県内市町の目標となっておりますので、資産割を縮小し、その減少分の調定額を所得割で補填した改正となっております。

以上になります。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 分かりました。

そうしましたら、税率改定に対する市民の反応とか、そういうものはどんなものでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

市民からの問合せが増えることを想定しておりましたけれども、広報や納税通知書へのチラシの同封などにより周知した結果、前年度と比べ、問合せの件数、内容ともに大きな変化はありませんでした。

以上になります。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 はい、荻野委員。

○荻野委員 質問しますけども、3月31日時点での資格証明書の発行と短期被保険者証の発行件数、教えてもらえますか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 大変お待たせいたしました。お答えいたします。

3月31日時点では、ちょっと件数などは分からないんですけども、令和4年の6月1日の時点で言わせてもらってもよろしいでしょうか。

令和4年の6月1日の時点になりますけれども、短期被保険者証になりますけれども、126件になります。資格証明書につきましては、19件になります。

以上になります。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 資格証明書19件ということなんですけども、簡単に言って、どういう状況なんですかね、この19件というのは。教えてもらえますか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

19件というのは、令和3年の8月1日現在で資格証明書が25件、発券していたんですけども、例えば、1年以上自主納付がなくて、特別な事情がないにもかかわらず支払いをしてくれなくて、また納税相談にも応じない世帯が対象となっているんです。それが、この世帯につきましては、医療機関の受診時には10割で負担をしていただくんですけども、ただし、10割負担をすることが困難である場合には、納税相談を行った上で、特別な事情に関する届出書の申請、記入していただきまして、特別な事情が認められれば、短期被保険者証のほうを発行しております。そのために、25件ありました資格証明書の方から、それなりに減って19件ということになっています。

以上になります。

○土屋委員長 はい、荻野委員。

○荻野委員 ということは、資格証明書の方というのは、払いたくても払えないんじゃないかと、払えるのに払わないという人たちなんではないでしょうか。全部が全部そうじゃないとは思いますが。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

多分なんですけども、そういった方たちもいるとは思われるんですが、特別な事情ということがありまして、支払いができなかったという方もいらっしゃると思います。

以上であります。

○土屋委員長 はい、荻野委員。

○荻野委員 全国見ても、この資格証明書の方たちというのは、医療にかかれずに手遅れで死ぬという人が毎年何十人というわけですよ。非常に、医療にかかれぬ。それはそうですね。10割負担しなきゃいけないわけですから。その辺でもっと医療を受けやすいようにしてやれないんですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

やっぱり10割負担をしていただきますと、それに対してうちのほうとしては、10割負担していただいて、残りの7割分としてはいただけるわけなんです。それについては、特別な事情の届出を出していただきまして、それに該当すれば受けられることとなりますので。

以上になります。

○土屋委員長 はい、荻野委員。

○荻野委員 やはりこれ全国見ても、この資格証明書の方、医療にかかれなくて亡くなっている方というのは何十人というんですよ、毎年。そういった意味では十分注意して、そうならないように、医療にかかりたいのかかれないか。こういう人というのは、やっぱりなくすべきだと思うしね。医療を受ける権利というのは誰にでもあると思うんで。それを医療にかかれないようにしているこの資格証明書というのは、十分この辺は注意して見ていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○土屋委員長 はい、ありがとうございます。

ほかには。

柴田委員。

○柴田委員 同じく歳入のところの7款の繰越金のところなんですけれども、前年度に比べまして、2,887万8,000円の減少ということで、大きく減少しておりますけれども、こちらの内容について教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

まず、主要施策成果の説明書195ページを御覧ください。その中に、繰越金3億3,132万8,000円は令和2年度の国保特別会計収支差引額を令和3年度へ繰り越したものになります。令和2年度繰越金と令和3年度繰越金の差額2,887万8,000円については、令和2年度単年度収支2,882万7,000円と基金への積立金5万1,000円を合わせた額が赤字分となっていることから繰越金が減っているものであります。

以上になります。

○土屋委員長 はい、柴田委員。

○柴田委員 赤字分が出て、繰越金が減っているというようなことでしたけれども、そうすると、税収が足りないというような理解でよろしいのでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

静岡県国民健康保険運営方針において資産割を使用しないことが県内市町の目標であることから、資産割については令和3年度は縮小し、令和4年度で資産割を廃止する税率改定を行っております。税金を増やすための税率改定については、次期静岡県国民健康保険運営方針改定時の令和5年度以降に検討する必要があると考えております。

以上になります。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。終わります。

○土屋委員長 歳入について、そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは、歳入についてはこれにて終了します。

では、歳出についてお願いをいたします。

はい、佐原委員。

○佐原委員 1款1項1目の一般管理費において、電算システム保守・改修業務における個人所得税の見直しに伴う電算システムの改修というのは大幅にアップしているんですけども、説明のところでも275万円と言っているんですけど、ちょっと私がこの資料を見るだけでは275万円という数字が出てこないんですけど、いろんな項目に分かれてはいるんですけど。どのようなものなんですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和2年の税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除については10万円を引き下げ、基礎控除については10万円引上げが実施されました。被保険者に不利益が生じないよう、国民健康保険税の均等割及び平等割の軽減判定の所得見直しなどを行うための改修を実施しました。

以上になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 軽減の判定は、前より細かくなったという改正でしたっけ。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

細かく分けたというよりも、給与所得控除だとか公的年金等の控除については10万円を引き下げていまして、基礎控除については、10万円引上げのことを実施しております。

以上になります。

○佐原委員 いいですか。

○土屋委員長 はい。佐原委員。

○佐原委員 そうすると、国民健康保険税は増えた人が多いのか、減った人が多いのかとか、その辺は分かりますか。どういう影響が。システムの改修は法の改正によってですけども、湖西市としては収入がどう変わるのかとかね。税金が。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

皆さん、税金が増えたとか減ったとか、それに関わるものが同じような形になるような形で、うちのほうは変更しております。

以上になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ちょっと、みんな同じようなふうには。あまり変わらないってことですか、前年と。

○土屋委員長 市民安全部長。

○安形市民安全部長 今、国民健康保険の中で、軽減判定といって、まず7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがあるんですけど、この種別については変更がありません。先ほど課長が言ったように、税制改正によりまして、所得がちょっと今回、まずはみんな10万円ほど上がってしまったり、その部分を最終的に調整するために、今回制度改正いたしまして、結果的に不利益を生じないためということで、個々の被保険者については変動がないということで理解していただければ結構だと思います。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 はい。じゃあそのように理解いたします。ありがとうございました。

○土屋委員長 はい、加藤委員。

○加藤副委員長 1款1項1目18節に、これは決算書の317ページにあるわけなんですけど、オンライン資格確認等システム運営負担金はどういうような内容でしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

オンライン資格確認は、令和3年10月20日から本格運用されており、医療機関及び薬局において、被保険者がマイナンバーカードを提示することによりまして、現在どこの保険に加入しているのかが確認できるシステムでございます。資格情報を一元化するために、健保組合、協会けんぽ、共済組合、国保組合、後期広域連合、市町村国保の6制度で運用するオンライン資格確認等のシステム及び中間サーバーに係る必要経費を被保険者数に応じて毎年負担するものでございます。

以上になります。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 何かいろいろやれるみたいなんですけど、私としては、マイナンバーカード、作ったことは作ったんですよ。かなり持って持っているんですけど、何かそれをやらないといけないのか、影響するのか、さっぱり分からないんですけど、どんなふうでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

マイナンバーカードをお持ちの方については、それが被保険者証の代わりとなって使えるわけなものですから、それを使用いただければ利用できるような形になります。

以上になります。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 はい、分かりました。

それじゃあ持っているだけでは何もならないというわけだね。分かりました。はい、ありがとうございます。

○土屋委員長 はい、荻野委員。

○荻野委員 令和3年度末の基金ですね。5億3,511万円あるんですけども、これは適正な金額と考えていますか。どうでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

平成29年度までは、基金の積立額については基金条例の規定により過去3年間の平均保険給付率の5%以上を積み立てることになっており、また厚生労働省の通知では、さらに基金の積立額が5%を超える保険者であっても、国民

健康保険財政基盤を安定、強化する観点から、安定的かつ十分な基金の造成に努めるように指導されていたんですけど、広域化に伴いまして、積立てに対する基準はなくなっております。広域化により、保険給付費は全額県支出金で賄われるために、今後、市の国保基金については、保険税の急激な引上げの抑制のための財源として活用していきたいです。現在の保険税率では、保険事業費納付金の財源としては不足しているため、今後、市の基金を増やすのは難しいと考えております。

以上になります。

○荻野委員 いいですか。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 じゃあ、これ、これからどれぐらいにしたいと考えているのか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

3億円を下回るのはちょっと少ないかなというふうに思っております。

以上になります。

○荻野委員 すみません、もう一度。

○佐原保険年金課長 3億円を下回るのはちょっとまずいと思っております。

以上になります。

○土屋委員長 はい、荻野委員。

○荻野委員 それじゃあ5億円では多いということですよ。そういうことになりますよね。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 多いわけではないんですけど、5億円、その程度が当然、当然といいますが、やりやすいかなと思っています。

以上になります。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 やはりこれ、何て言うかな、市民にも分かるように、じゃあ大体これぐらいなんだという数字というのは示していただきたいというふうに思います。今じゃなくていいですから。

はい、以上です。

○土屋委員長 はい、馬場委員。

○馬場委員 1款2項1目賦課徴収費の中で、最近、電子決済というか、アプリを、スマホを使ってやっていくことなんですけど、この納入方法とちょっと内容、それといつ頃からこれ開始したのか。確認のため、ちょっと教えていただきたいと思います。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

スマホアプリ決済とは、納付書のバーコードをスマートフォンアプリのカメラで読み込みをするだけで、いつでもどこでも納付ができるサービスになります。利用可能なアプリ決済サービスはPayPayとLINE Payの2種類で、令和3年4月1日から開始をしております。

以上になります。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 同じ内容ですけど、実績的にはどうですかね。これで1年以上たっているんですけど。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

現年分で656件、滞納繰越分では55件、合計で711件です。

以上になります。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 担当課として、この制度についてどのような感想ですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

スマホアプリの決済が増えているんですけども、コンビニ収納での件数が若干減っております。しかし、納税者からは、いつでもどこでも納付ができる、支払いができるために、よいではないかという意見があります。

以上になります。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 費用対効果はあるという判断でよろしいですかね。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、そのとおりでと思います。

以上になります。

○馬場委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかにございますか。

○馬場委員 ないようでしたら。

○土屋委員長 はい。馬場委員。

○馬場委員 すみません、歳入歳出、関係が出てくるんじゃないかなと思うんですが、この団塊の世代が後期高齢者、かなり移行していくと思うんですよ。国保運営上、影響的なものを感じられるか、ないか。その辺のところ、分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。細かい数字はいいよ。かなり移行するのは間違いないものだから。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

今年度ぐらいから団塊世代の方が、大体900名前後、国民健康保険から後期高齢者の医療の保険のほうへ変わっていきます。ですから、当然のことながら、国民健康保険者としては、どんどんどんどん少なくなるわけなんですけど、やっぱりその分、後期高齢者医療事業のほうの保険者が増えます。ですから、一応どんどん苦しくなるとは思われるんですけども、一生懸命頑張りたいと思います。

以上になります。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 頑張っていたきたいですけど、要は後期高齢者、移行しても、健康であってもらえれば、そんな医療費さえ、療養費さえ増えなければいい話なので、その辺の健康増進を含めたところの、また課が違うかも分かりませんが、連携した中でやっていたかかないと、結構900人っていうと結構大きなウエートになってきますんで、ぜひまた後期高齢者医療事業の中でも同じことが言えると思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○荻野委員 1点、お願いします。

先ほどもマイナンバーカードを保険証にという話があったんですけども、それ、病院のほうは対応できる状況になっているんですか。マイナンバーカードを持っていても、病院が対応できなければ。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和4年の4月24日現在で、対応している病院、あと歯科だとか薬局が全部で19件あります。そのうち、病院と診

療所が8件ありまして、歯医者さん、歯科ですね、が2件あります。あと薬局が9件あります。これは4月24日の段階です。ちなみになんですけど、今年の7月31日現在では、病院や診療所については9件、歯科については2件、薬局が2件増えまして、11件になります。

以上になります。

○荻野委員 はい、分かりました。

○土屋委員長 一つ聞いていいですか。今、荻野委員の病院とか薬局とか歯医者さんで、あの設備ってすごいお金がかかるものなんですか。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

ちょっと幾らかはちょっと医療機関でないと分からないんですけども、やっぱりお金はかかっていると思います。以上になります。

○土屋委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

そのほかに。

佐原委員。

○佐原委員 後期高齢者からが病気が多く出てきて、まだ国保の段階ではそんなに大きな病気は出てこないとは思いますが、湖西市民のその健康状況というか、病気の傾向というか、どういうところに医療費が多く使われているか、傾向性は分かりますか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

血圧とか、あとは生活習慣病などが多くなっていると思います。

以上になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 はい、ありがとうございます。

もう1点、引き続きいいですか。

○土屋委員長 はい、お願いします。

○佐原委員 2款2項1目の高額療養費、一般被保険者高額療養費が、令和3年10月から自動償還を行ったということなんですけども、要は高額だから一度払っておいて、あとは申請して戻ってくるというのがこれまでだったと思うんですけども、このタイミングでこの制度が始まったということは、すごくやっぱり生活困窮の人が多くなっていたりということなんですか。件数とかその内容を教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

自動償還を開始した令和3年の10月から令和4年の3月分まででありますけども、それは半年間になるんですけども、その高額医療費の支給対象者は1,971件あります。そのうち1,771件の90%の方に自動償還をしております。

以上になります。

○佐原委員 すみません、いいですかね。

○土屋委員長 はい。佐原委員。

○佐原委員 自動償還しない10%の方は制度的に、あれ幾らでした、80万円以上の医療費でしたか。すみません、昔の数値しか頭になくて。幾ら以上で高額療養費っていうんですか。それで、その10%の人はどうして自動償還にならなかったのかなど。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

人によって全然違うんですけども、基本的には、大体多くの方が月額8万100円以上になります。

以上になります。

○佐原委員 8万100円。いいですかね。

○土屋委員長 はい。佐原委員。

○佐原委員 じゃその10%の人は何で自動償還にならなかった。8万100円を超えると自動的に幾ら以上が戻ってくるんですか。その6万幾らとか、そういう自分で払わなければいけない金額以上が戻るんだと思うんですけど。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

例えば、8万100円以上かかった方なんですけど、月額で。それで例えば10万円払うじゃないですか。そうすると、1万9,900円が戻ってくるという計算になります。

以上になります。

○佐原委員 それで、戻らない人は何で。8万100円以上の医療費がかかっているのに、戻らない人は10%いたというの。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

領収書の確認だとかができない方になります。

以上になります。

○仲本国保年金係長 ごめんなさい、補足よろしいでしょうか。失礼しました。

自動償還が90%で、そのほかの10%は申請をいただいているということになるものですから、その申請をいただいている方というのは、例えば、領収書の確認が必要となる。ちょっとあれですけど、滞納者の方とかというのは領収書の確認を求めておまして、窓口に来ていただくことによって、その場で国民健康保険税の充当できないかというような御相談をさせていただいている方と、あと、新規高額療養費対象者の方というのは、新規でまだ口座登録がないものですから、自動償還できないものということで、そういった方々が10%いると。そのような形になっております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 すると8万100円というのは実費の金額ですか。保険適用になった金額ですか。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

3割の金額が8万100円以上の方になります。

以上になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 はい、分かりました。このタイミングで始まったというのは、何で去年の10月から自動償還になったんですか。申請しなくてもよくなったのは。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和3年3月17日付、厚生労働省令、第49号、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令にて、市町村が別段の定めをすることにより、従来は70歳以上の世帯のみが自動償還可能でありましたけれども、全ての被保険者で可能となりました。この改正を受け、本市では既に自動償還を実施している後期高齢者医療制度を参考にして、10月から自動償還を実施したものであります。

以上になります。

○佐原委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○土屋委員長 はい、そのほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは、ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 では、なしということで、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第60号、令和3年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、続いていきます。議案第62号、令和3年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は24ページから27ページ及び352ページから359ページで、主要施策成果の説明書は227ページから230ページまでとなります。

これより、質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは、初めに歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

加藤委員。

○加藤副委員長 それでは、被保険者数と保険料の推移について、どのような状況になっていますでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和3年度の被保険者については、令和2年度より291人増加しまして、8,525人、3.5%の増加となっております。また、被保険者1人当たりの保険料は、令和3年度では6万9,600円で、3.9%の減額となっております。令和2年度と令和3年度を比較しますと、被保険者数は令和2年度8,234人から令和3年度8,525人の291人、3.5%増加しております。また被保険者1人当たりの保険料については、令和2年度7万2,400円から令和3年度6万9,600円の2,800円、3.9%減額となっております。令和4年度以降は団塊の世代が75歳以上となるため、毎年約900人の被保険者の加入が見込まれています。

以上になります。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 ありがとうございます。

先ほど国民健康保険のとき、馬場委員が質問した質問とちょっとダブるんですけど、やはりこれ、お年寄りが増えるということは保険料かなり要ると思うんですけど、今後どうなる、どんな推移になる。

○土屋委員長 はい、市民安全部長。

○安形市民安全部長 お答えをいたします。

保険料については、今やはり被保険者がやはり増加をするということで、保険料、右肩上がりでやはり後期高齢者医療事業の増加をしていきます。今、先ほど馬場委員のほうも医療費の問題ということで、今、国民健康保険、そして後期高齢者医療、あと介護保険で連携をいたしまして、今まで国保の中で保険事業として取り組んでいたものが、そこで後期高齢者医療事業にいくと切れてしまいますので、それを連携してということで、あと国保、後期、介護との連携で保険事業していこうというような形で、医療費の抑制につなげていくような取組をしております。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 そうすると、今日の新聞なんかに出ていたんだけど、1割払う人が2割払うと。2割払う人がかなり増えてくるよというようなことで、何か影響はないでしょうかね。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

今まで1割と3割の保険者だったんですけども、今後2割の負担になられる方が大体、2,000人弱ほどいらっしゃいます。

以上になります。

○加藤副委員長 ということだね。それと合わせて、外国籍の住民なんかかなり年を取った人もいると思うんだけど、どういうふうな加入状況でしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

湖西市に住民登録している外国人は、基本的に日本人と同条件で被保険者となります。湖西市の日本人の65歳以上の高齢化率なんですけど、30.1%に対して、外国籍の高齢化率は2.7%と、かなりの開きがあります。後期高齢者医療に加入している外国人については、令和3年度末現在において、23人となっております。

以上になります。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 23人の方は、今までは1割負担だったんですか。3割負担だったのか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

細かいところまでは、私はちょっと把握はできていないんですけども、多分1割の負担の方ではないかなとは思っています。

以上になります。

○加藤副委員長 ありがとうございます。

○土屋委員長 はい、馬場委員。

○馬場委員 加藤委員の関連で、1割負担は2,000人に増えるということ、1割3割。その割合って、2,000人の増える部分が、要は1割の人が2割になる割合。全員が2割になると、1割の方だと思わないんだけど、その辺の内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

先ほど2,000人ぐらいいますという話になったんですけど、割合でいいますと、約22.51%が2割の負担の方になります。

以上になります。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 ということは増える、1割から2割になる方が増えるという考えでいい。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

そのとおりだと思います。

以上になります。

○馬場委員 はい、理解できました。それでは、違う質問をさせていただきます。

先ほど国保のところでありましたけど、収納率、前年度の比較でどうだろうか。また、県内でも湖西市は結構いい

ところをいっていると思うんですけど、その辺のところについて教えてください。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

収納率なんですけども、現年分は99.86%で令和2年度と同様だったんですけども、滞納繰越分は21.34%で20.79ポイントの減、全体では99.60%で令和2年度と同様でした。窓口での納税相談、電話催告、臨戸訪問など、職員の努力により、現年分収納率99.80%以上を2年連続で維持したことで、静岡県後期高齢者医療広域連合より表彰を受けることができました。また、現年分・滞納繰越分での合計順位は、県内の市の中で5位となっております。前年度より順位を一つ下げております。

以上になります。

○馬場委員 一生懸命頑張っていたというのには分かりましたんで、ただ、滞納関係でちょっと下がった、この要因は何かある。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

他市の上り幅が大きかったと考えております。

以上になります。

○馬場委員 はい、了解です。

○土屋委員長 はい、荻野委員。

○荻野委員 1点、お願いします。

この後期高齢者医療事業もコロナの関係で減免された件数というのには分かりますか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

コロナ減免が適用となる基準は、静岡県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例、第13条第1項第5号の規定に基づき、被保険者から受け付けた申請書は、静岡県後期高齢者医療広域連合によって審査され、承認、不承認を決定いたします。令和3年度の減免については3件の申請がありまして、広域連合より3件全て承認されております。

以上になります。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 静岡県全部で3件ということ。湖西市はなかったということですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

これは湖西市の案件になります。

以上になります。

○荻野委員 湖西市で3件ね。分かりました。

○土屋委員長 そのほかいいですか。

はい、柴田委員。

○柴田委員 先ほどの馬場委員からの質問と答弁でも、収納対策をしっかりとやっていただいて、県から表彰もされているということで、少し安心するところではあるんですけども、不納欠損額につきましては、前年度と比較していかがだったでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和3年度については8人で、31万5,700円の不納欠損処分を行っております。また、令和2年度と比べ1人増加

としましたけれども、金額は7万3,800円減少しております。その事由と内訳ですが、生活困窮が7人、31万4,900円で、相続人不明が1名で800円となっております。

以上になります。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 ありがとうございます。

先ほど来から、令和4年、今年度あたりから後期高齢者医療の保険の対象者も年々900人ぐらい増加してくるというような、見込まれるというようなお話もありましたけども、そうしますと、また収納対策という意味では何か新たなこととか考えていたり、そういった対策というのは検討はしておりますでしょうか。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和3年度の収納対策として、3つほど実施しております。1つ目は、普通徴収者の口座振替率を上げるために、年齢到達者や普通徴収切替者への通知発送時に口座振替依頼書を同封しております、2つ目は、督促状や催告書の送付、電話での催告を年8回の納期ごとに実施しております。3つ目は、電話催告や臨戸訪問をするなど、直接、滞納者と交渉するために実施しております。なお、令和3年度には、滞納者への納付相談機会の確保策として、短期被保険者証を5件発行しております。

以上になります。

○柴田委員 はい、分かりました。引き続き、よろしくお願いします。

○土屋委員長 それでは、ほかには。

加藤委員。

○加藤副委員長 それでは、外国籍の被保険者の滞納対策というのは何か取られているんですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

外国籍の滞納者については、令和4年3月末時点で4名、10万1,100円です。現在では、令和4年7月末時点で3名、6万9,700円となっております。外国籍の被保険者については日本在住歴が長い方が多く、日本語の理解ができる方が多いため、特別な滞納対策は取っておりませんでした。しかし、被保険者の方の多国籍化も進みつつあり、現在では、保険証や保険料等の通知時にポルトガル語とスペイン語の説明文を作成して、配付や発送をしております。

以上になります。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 はい、ありがとうございます。

別に外国の人、嫌いなわけじゃないんですけど、例えば国籍がなくても、これは医療は受けられるわけですよね。ですから、日本の高度医療を受けるために、今後、外国籍が、高齢者のこれだけじゃなくて国民保険でもそうだと思うんですけど、そういうの増えると思うんですけど、そこら辺はどういうようなお考えでしょうか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

やっぱり75歳以上になれば、後期高齢者医療の日本人と同じように受けられるものですから、そのところは仕方ないと思います。

以上になります。

○加藤副委員長 はい、ありがとうございます。

○土屋委員長 歳入については、ほかにありますか。

○佐原委員 繰入金が、3款ですね、歳入の。前年度より200万円ほど増加していますが、その理由をお願いします。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

繰入金の内訳になりますが、事務費繰入金が281万円の減額。保険基盤安定繰入金が482万6,000円の増額になります。これを合わせると、201万6,000円の増額となります。この事務費繰入金ですが、特別会計歳出予算の一般管理費の委託料の増減が主な理由でありまして、令和2年度に実施した委託が令和3年度にはなかったために減額となっております。また、保険基盤安定繰入金ですが、低所得者や被扶養者などの低所得者軽減分についての増額が主な理由になります。また、この繰入金の財源の4分の3は静岡県の負担となっております。

以上になります。

○佐原委員 今、委託がなかったというと、どんな委託だったんですかね。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和2年度には、帳票等のプログラム改修業務という委託があったわけなんですけども、286万円なんですけども、これがなくなったという話になります。

以上になります。

○佐原委員 はい、ありがとうございます。

○土屋委員長 歳入、ほかにはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 そうでしたら、歳出について。

○安形市民安全部長 委員長、すみません。ちょっと補足よろしいですか。

○土屋委員長 はい、市民安全部長、どうぞ。

○安形市民安全部長 すみません。先ほど後期高齢者医療の保険の関係で、1割から2割になった割合ということなんですけど、先ほど22.51%ということでお知らせしたんですが、それは全被保険者に対する割合になります。1割から2割に上がった人というような割合ではありませんので、全体被保険者のうちの2割の方が22.51%。実際にはその数字も、すみません、訂正させていただきまして、全被保険者の24.11%が2割負担ということになります。

すみません、1割、2割の負担者というのが、8,230人いらっしゃいます。そのうち、2割の方というのが24.11%ということで、全体被保険者のうちの2割というのは22.51%、この数字は、すみません、訂正ではありません。正しい数字になります。1割、2割負担が8,230人のうち2割の方は24.11%というようなことになります。すみません、訂正をさせていただきます。

それと、荻野委員の先ほどの滞納繰越の順位が大分下がったというようなことなんですけど、課長が先ほど説明したとおり、ほかの市町がすごい頑張ったということもあるんですが、滞納繰越、後期高齢者医療事業になりますと、滞納繰越分の保険料自体がすごい分母がすごい少なくなりますので、本当に1件、2件取っただけで順位に大きく差が出るということもちょっと原因をしていると思いますので、すみません、補足をさせていただきます。

以上です。

○土屋委員長 それでは、歳入についてはいいですか。

はい、馬場委員。

○馬場委員 説明ありがとうございました。ということは、1割、2割に今度統一されちゃうんだけど、全体としては増収になる、増えるという考え。

○安形市民安全部長 そうですね。今回については保険の負担割合になりますので、医療費部分ですね。歳入的な部分については特に今回は保険料としては変わらないものですから、自己負担分としてちょっと負担をいただく部分がちょっと増えてくるということになります。

以上です。

○土屋委員長 はい、御苦労さまです。

ごめんね、本当は休憩しないといけないのだけど、あと歳出だけなので、一気に行かせてください。いいですか。

はい、ごめんなさい。それでは、歳出をお願いいたします。

歳出の質問、ございますか。

はい、佐原委員。

○佐原委員 3款1項1目のところで、保険料還付金で、過誤納付があったから還付したんだよというところだと思うんですけど、この理由はどういうことですか。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和3年度は、69件の過年度分の保険料の還付を行っております。その内訳なんですけれども、死亡が32件、二重納付等の過誤納付が2件、転出及び所得変更が34件、生活保護受給開始が1件となっております。

以上になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 その二重請求というのは、自動引き落としだと勝手にダブルで落ちちゃったってことですかね。それを返したのを発見できたということ。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

例えば、保険料は納付されていたんですけども、突然、亡くなられてしまって、それで過誤の納付が分かったということで、その分をお返ししたという話になります。

以上になります。

○安形市民安全部長 すみません、保険料は毎月その月の月末に、そこの保険に入っている方が保険料というのがかかります。ということで、1年間最初入った状態で保険料をいただくわけなんですけど、例えば、10月にお亡くなりになっちゃうと、4月から9月までの分の保険料をいただくけど、その後の部分はお返しをすとか、そういうことがありますので、とにかく資格の移動、一月単位で計算をしておりますので、その関係で保険料の課税の更正があったり、今度は還付があったりというようなことが発生をすることになります。

以上です。

○佐原委員 いいですか。

○土屋委員長 はい。佐原委員。

○佐原委員 今、その亡くなったというのは32件あって、転出とか生活保護受給に移ったと言うんだけど、二重払いの人が2件あったという、そこが何でそういうミスがあったのかなという、その機械がやっている何か、どういう理由なのか。それを聞きたい。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えいたします。

例えば、催告状で納めていただいて、それとプラス普通に納めてしまったというものが二重納付だとかあった場合については2件あります。そういったものが2件あったという話になります。

以上になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 はい、分かりました。

○土屋委員長 はい、馬場委員。

○馬場委員 静岡県広域連合の1人当たりの医療費と、湖西市の被保険者1人当たりの医療費の傾向というか、この

辺の中身が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

湖西市の被保険者1人当たりの医療費は、令和元年度から令和3年度までの3年間を比較しますと、令和元年度が78万8,526円であった医療費は6,697円が増加し、79万5,223円となっており、微増傾向であります。静岡県広域連合の1人当たりの医療費は81万9,114円であります。湖西市の差額については2万3,891円、静岡県広域連合のほうが多くなっております。

以上になります。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 ということは、昔は後期高齢者医療事業も市町でそういう処理をやっていたのが、県の、県下で一本化になったということで、そのことから言ったら、湖西市は貢献しているんだね。ということで、市としては他市町に対しての貢献度はあると。2万幾らという1人当たりですと、ということが分かりましたので、結構です。

○土屋委員長 そのほかにありますか。

はい、佐原委員。

○佐原委員 令和3年度に医療費が増えたんですけど、原因は何ですかね。

○土屋委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 はい、お答えいたします。

令和3年度と令和2年度を比較しますと、湖西市の医療費全体では約4億9,172万円の増加となっており、1人当たりの医療費も4万7,251円の増加となりました。令和2年度は、新型コロナウイルスによる医療機関等への受診控え傾向であったことや、令和3年度は、令和2年度と比べまして、医療受診をされた方が増えたことなど、被保険者数の増加が医療費の増加の要因であると考えられます。

今後、団塊世代の後期高齢者医療制度への加入による被保険者が増加することによって、一般会計で負担していただく支出額がさらに増額となることが考えられます。また、高齢者医療制度では、保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合の療養給付費等に要する費用の12分の1に相当する額を一般会計において負担することと定められており、その支出額は年々増加しています。

以上になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 そうですね。ちょっと思い出しました。令和2年すごく受診、外来数も減って、令和3年は元に戻りつつあったんでしょうけれども、逆に令和2年に受診、特に健診とかもしなくて、病気が発覚しちゃったという例もあったかと思いますので、ちょっとそのツケが怖いなという気もしています。本当にフレイル予防も含めて、先ほど部長がおっしゃったかな、国保と後期高齢と介護保険と連動して、市民の健康維持の施策も大事だなと思います。

はい、ありがとうございました。

○土屋委員長 そのほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは、歳出についてもありませんでしたので、ないようでしたら、質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 討論がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 これより、議案第62号、令和3年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 はい、ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

では、終わりに当たって、部長さんからお話ありますか。

○安形市民安全部長 すみません、お忙しい中、決算審査のほどありがとうございました。

国保と後期高齢者医療という特別会計という中で今やっております。先ほど課長の御説明の中にもあったように、本当にやっぱり被保険者の増加に伴って、利用率が本当に右肩上がりが増えております。ということでうちのほうは3課連携ということで、国保、後期あと介護と連携する中で、例えば医療費を削減していきたいというような形で取り組んでおります。あとやはり、収納の関係もあります。先ほど言ったように、県の中でも、後期高齢者医療事業について、国保についても上位にありますが、またいろんな滞納対策しながら、さらなる徴収のほう努めていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○土屋委員長 御苦労さまでした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審議は終了いたしました。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

では、暫時休憩といたします。休憩は11時25分までということで。御苦労様でした。

午前11時12分 休憩

午前11時27分 再開

○土屋委員長 それでは、会議を再開いたします。

核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求める意見書の提出について、意見書（案）ですけど、提出についてを議題といたします。

本件については、8月22日の議会運営委員会及び8月23日の議員全員協議会で、提出者であります佐原議員に趣旨説明をいただきまして、当総務経済委員会で取り扱うこととなりました。先日9月13日に開催しました当委員会勉強会にて、本件について皆様から様々な意見を出していただきまして、議論した結果、変化する国際情勢を踏まえた上で、近隣市町の状況も見ながら丁寧に議論を交わしつつ委員会で研究し、12月定例会での提出を目指す方向ではどうかという結論に至りました。つきましては、本9月定例会での意見書の提出を見送ることといたしましたが、これに御異議ございませんか。

佐原委員。

○佐原委員 私も近隣市町の様子を見てというところとかのときに、自分の情報収集が少なかったもので、浜松市でそういう動きがないみたいなお話がありましたので、慌てることなくというところに賛同いたしました。浜松市議会としては予定しているという情報も勉強会が終わった直後にあったり、またいろいろ、総務経済委員会の中でより研究を重ねてということですが、もう2年目の後半のまとめに入る総務経済委員会の中で、防災など今進めているわけですけれども、そういう中でどれだけの時間を取っていただけるのか。お忙しい思いをしていただくのもどうかというところで、再度、勉強会の中で加藤委員がもう一つ、御自分の案を持ってきていただいたり、また先輩諸氏に御意見、ちょっとアドバイスをいただいたりしたもので、もう一度、意見書を私が作り直しました。案として。それで、再度テーブルにかけていただきたいという思いでいます。よろしくをお願いします。

○土屋委員長 佐原委員から修正をいただいた、これは皆さんお持ちですか。

〔「はい、持っています」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 これを御覧になったり、いろいろしたとは思いますが、それについては、皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますが、それぞれの意見をお伺いします。こちらからお伺いしていきます。

馬場委員。

○馬場委員 この間の話の中で、急遽今回、佐原委員のほうから訂正、修正ということで。あくまでもこの9月定例会で意見書を出したいというのが、佐原委員の考えですか。

○佐原委員 はい、そうです。引き延ばしても、この委員会でずっと研究を続けるというテーマというよりは、拙速ではございますが、昨日配付させていただきまして、今日もう一度、諮っていただけたらなという思いであります。

○馬場委員 前回、国際状況または近隣も含めてだったんですけど、一応この中で修正の文面なんて1回も当たってなかったよね。中身がどうだから、こうだからということで、今回は意見書の提出については先送りしたらどうだという話になったので、中身の問題ではないと思うんだけど。僕はそういうふうにとったもんですからね。もし、どうしてもということだったら、もう今度、新しく提出されたということで、議員全員協議会でもかけて、全員の中で諮るという形も一つの方法かなとは思っています。私の意見としてはそれだけです。

○土屋委員長 はい、加藤委員。

○加藤副委員長 私の、この前、案というのはただ時系列を直しただけで、あれに沿って直しただけで、私の意見はありません。ああいうようにしたらどうだというようなことだけで。議論の場へ、持っていくために作った資料なんですけど。

それで、これを見ますと、今、馬場委員が言ったように、中身については全然やっていないんだよね。それで、これを最終的にどこまで持っていかか、例えば、ビキニの環礁で水爆実験があって被害者が出たよと。日本は唯一の被爆国で、日本が核兵器保有は嫌だと言っているのに、核兵器保有国と非保有国との橋渡しを進める役割だと言うんだけど、これって何も批准もしていない国が、アメリカやイギリスやフランスやインドや中国に何を言うのかなと。思いっきり言うならいいんだけど、その前段階だよと言うなら話は分かるけど、すぐこれでまた何か行動を起こすならあれなんですけど、私が一番最初にもう少し、この前、佐原委員が説明されたんですけど、物すごく走って説明しちゃったもんで、もっともっとみんなで討論したほうがいいんじゃないかなと思っておりますので、もう少し、全員ですとね、全員の意見を聞いたほうがいいと思います。ここには共産党もおりますし、自由民主党もおります。公明党もおりますし、立憲民主党もいます。無所属も、全く無所属もおります。こういう中で、この前だけだとか、これだけで決めるというのはちょっと。これ出して、ただ岸田首相にいろんな所へ行ってアドバイザーになって、アメリカやほかの国に、おいやめようよ、やめようよと、それやるのかさ、どうなんだろうな、そこら辺が。僕はそれを疑問に思ったので、批准とか一番最終的な目標の批准、入って批准するという立場だったらいいんだけど、これでは何か中途半端で、ちょっと歯がゆいなと思っているんですよ。個人的にはだよ。だから、いやそんなことないよという意見も多分あると思いますけど。何で批准もしてないし、国がですね、オブザーバーで参加してさ、入っているところと入っていないところの橋渡しをしなければいけないのかなと。日本、何言っているのなんて言われやしないかなと。岸田首相だって多分そんなことはやらないと思いますけど。何かちょっとばしばし言う人ではないから。そんな感じしております。

ですから、もう一回、もう一回みんなの前で、18人の前で話をして、それで改めて総務経済委員会へ付託しよう。いやいやそんなことよりみんなで考えようという案も出るかもしれませんが、まず慌てて9月にこれだけこんな大事な問題をこんな短い時間でやるというのはちょっと難しいんじゃないかな、無理があるんじゃないかなと思います。

以上です。

○土屋委員長 はい。荻野委員どうですか。

○荻野委員 私も非核保有国それと保有国と、その間に入って何をやるのか、どうも分からないんだよね。今までも

そういうことやってきたことも何もやってないというふうに思えるんですね。そして、この内容としては別に悪くはないと思うんですけども、加藤委員が先ほど言われたように、本当に共産党から自民党から18人の中にいるので、ここだけでちょっと詰めていいのかなというかね。やはり議員全員協議会か何かのときに、みんなに諮ったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○土屋委員長 柴田委員、どうですか。

○柴田委員 私も本当にこの意見書の冒頭の表題だけ見ると、核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求めるということは、もう本当、当たり前のことで、すぐにでも出さなければいけないものではあるんですけども、一方でやっぱり核兵器の禁止条約というのに対して、日本も国として批准もしていないということであって、またそういった今後の会議とかに、岸田総理大臣、オブザーバーとして参加をするというような方向ではあるんですけども、これを地方の議会の意見として、今すぐに出すというのがどうなのかなと。例えば、僕なんかいろいろな市民の方に意見書を出したことに對して説明をしてくれと言われたときに、どれだけ説明をできるのかなというのがありますし、もう少しやっぱりほかの、今回この総務経済委員会に付託された案件ではあるんですけども、まだ焦らずに、ほかの18名いる議員の方々の考えというのでも聞きたいですし、もう少し、内容を深めてからでも遅くはないのかなと思います。

○土屋委員長 はい、ありがとうございました。

○佐原委員 傍聴の方にも配ってもよろしいですか、委員長。

修正、これを議員全員協議会にかけるときに。

○土屋委員長 議員全員協議会にかけるときに配ればいい。

○佐原委員 すみません、中身としまして、この間の勉強会やお昼の会話の中ですごく抽象的というか、ぼやっとしているというか、こういうものを出してもとか、いろんな御意見を聞いたので、私の中で変えた部分があるんですね。だから、これは議員全員協議会にも議会運営委員会にも図っていないもので、本当にまずここから手始めというところになるんですけど、もう一度ちょっと読ませていただきます。前半はほとんど一緒ですけど、加藤委員が言われた時系列を合わせるというところもありますので。

2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約への署名国86か国、批准国は66か国に上り、本年6月には第1回締約国会議が開催された。我が国は唯一の戦争被爆国として、広島、長崎の惨禍を経験しており、静岡県でもビキニ環礁での水爆実験による焼津の第五福竜丸の悲劇があった。国内では、今なお多くの人々が被爆の後遺症に苦しみ、核兵器のない平和な世界の実現は、国民の強い願いである。我が国は、二度と核兵器が使用されることのないように、世界をけん引していく責務がある。岸田首相は昨年10月27日に唯一の戦争被爆国日本として、核兵器国を動かして、現実を変えていく努力をする責務があると信じていると発言し、本年3月31日には、核兵器禁止条約について、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約であると指摘しているが、本年2月からのロシアによるウクライナへの侵攻において、ロシアが核兵器使用の可能性を示唆するなど、現実の安全保障環境は極めて厳しい。その状況下で、本年8月に開催された核兵器不拡散条約NPTの再検討会議、前は運用会議と言ってましたが、新聞等では再検討会議において、我が国の首相が初めて演説を行ったことは、大変重要な出来事である。しかし、最終日に全会一致が必要な最終文書案をロシアの反対で採択できず、決裂したことで、核兵器保有国と非保有国との確執は解消されず、唯一の被爆国日本が核兵器保有国と非保有国との橋渡しを進める役割の重要性が増した。今こそ核兵器のない世界実現に向け、下記の取組を進めることを強く要望する。

一つ、日本国政府として、核兵器禁止条約を批准できる環境整備や締約国会議にオブザーバー参加して協力する具体的な方針を早期に決定すること。国の意思が明確になっていないところを早く提示するというところを一つ取り入れました。もう一つとして、国際賢人会議やG7広島サミットなど、今後開催が予定されている様々な国際会議において、日本国政府方針に基づき、核兵器廃絶、核の先制不使用、核軍縮などの取組について、具体的な合意形成

を図ることということで、日本の政府の方針をしっかりと決める中で、それに基づいた合意形成なので、批准もしていないと言うけれども、批准できる環境下に日本がないわけですので、批准できる環境整備とか、あとはオブザーバー参加と言うけれども、オブザーバー参加して何をするのかという日本の方針を早期に決めること。それらを国際会議の中で具体的に進めていくべきだという内容に、下記を求めるところ、要望するところを変更いたしました。より具体的に、日本が動くべきだという内容にしました。

以上で、変更点ですけれども、しっかりと諮るといふ皆さんの御意見であれば、また議員全員協議会等かけていただくなり、この委員会の付託だけでは決められないという結論になるということなら、それはそれで委員会の多数決でするので、理解しております。

○土屋委員長 はい、荻野委員。

○荻野委員 議員全員協議会に出した案件と文章変わっているわけじゃんね。その辺はどう、いいの。

○土屋委員長 ですので、もう一度、議員全員協議会に諮るといふ方向で、今のこの委員会ではちょっと時期早々だよという意見だったと思うんですよ、おおむね。ですから、佐原委員のおっしゃるように、修正したやつを議員全員協議会にかけて皆さんにお諮りをするということで、やるならやるということになろうかと思うんですけど。

○荻野委員 委員会でも、この文章でやれって言われるの。

○加藤副委員長 この文章、分からないよな。やってみないと、どうなるか。

僕思うんだけど、上のほうがいいと思うよ。記のほうね。記のほう、ほかのところ見ると、政府におかれましては、条約の趣旨に賛同し、参加を目指す意思があることを表明し、早期に核兵器禁止条約への署名及び批准を行っていただくよう強く要望しますと。これが、こういうことやることも多いし、いろいろ書いてあって、よって核兵器全面廃絶に向けて核兵器禁止条約に署名、批准することを強く求めるというようなことを書いてあるところがもう600ぐらいあるよね。それで、そういうようなこともあるから、もう完璧にみんなに意見を聞いたほうがいいんじゃないかなと。

○佐原委員 富士宮市とか、この間、藤枝市とか提示していただいたのは、去年の3月ぐらいに出ているんですね。それは去年の1月22日に核兵器禁止条約が発効したことを受けて、早期に日本も批准しなさいという文面のところが多かったと思うんです。ところが、今年の2月からそのロシアのウクライナへの侵攻が始まったという国際情勢の変化があった中で取るべき対応としては、その批准せよだけの文面では。

○加藤副委員長 だから、その批准、核兵器禁止条約に署名、批准することというくらい入れたほうがいいんじゃないかなと。

○佐原委員 それ、批准できる環境整備を早く国として方針を出してくれということにしたんですね。変えたんですけどね。

○加藤副委員長 これがさ。

○佐原委員 それと、ごめんなさいね。

○加藤副委員長 自民党の県連が考えてやったことなんだな。提案したらしいんですよ。

○佐原委員 県議会はね。

○加藤副委員長 県議会のほうだね。僕は自民党なんですけど、全面的には賛成はできないんで、もう少し、こういうようなところもあるし、もう前にやったって言っているんですけど、前にやったなら、余計進んでいるんだよね、そっちのほうが。ですから、後退するような、後退とはちょっと言わないんですけど、令和3年に出したのだから、令和3年にはもう入りなさいと言っているのに、私としては納得ができないなと思っております。

○佐原委員 あと、委員長、すみません。

○土屋委員長 はい。佐原委員。

○佐原委員 修正文を出したというのは、委員会に付託されたと言うので、文言を変えるのであれば、当初、最初出し

た文章、議会運営委員会、議員全員協議会に出した文章から、浜松市の議会事務局が句読点だとかちょっと修正した部分もあったんですね。それで、やはり最初に出した文と違っていいのかしらという疑問もあったんですが、議会事務局や何か委員会が揉んで、委員会で文章を変える可能性もあるから、それはそのまま変えたもので、一度、浜松市議会事務局が修正したものでテーブルに載せましょうということになって、委員会に乗っているわけです。なので、委員会で文面を変える可能性があると言ったので、私は勉強会が出た意見で変えたということです。でも、皆さんがおっしゃる文面も違うし、もうちょっとという言葉も理解できます。

○加藤副委員長 ということで、いろいろ意見が違うんだよ、みんな。だから、今度の9月のあれで意見書を出しちゃうというのはちょっと乱暴過ぎるやしないか。もう少し考えたほうがいいんじゃないの。そして、浜松市議会はどういうふうに出しているの。

○佐原委員 浜松市議会は9月26日に会派ごとに投げかけておいたものを、代表者が集まって協議するそうです。

○加藤副委員長 いつ協議して、いつ出すの。

○佐原委員 9月26日に協議するから、その結果はまだ分かりません。26日は来週なので。予定は、スケジュールはそうだそうです。

○加藤副委員長 それ見てからでもいいんじゃないの。それ見てもまた同じようだったら、またあれだろうけどさ。もう少しほかのところも出したのを見たほうが。出すのは簡単だよ、これ。出したって、向こうは見やしないからなあ、あんまり。それは簡単なんだけど、出したら変えることできないからなあ、もう。いや実はこうこうだったと。すぐ。

○佐原委員 私も今おっしゃるように、この本当にみんなで合意するまでの過程というのが大事かと思うし、みんなが関心はあるけれども、本当に、さっき柴田委員が言ったように、人に説明できるほどまでの自分の理解力とかね。そういう言葉一つ、いろいろな会議の言葉一つにとってもあるかと思うので、それをじっくり本当に議員全員でやるのか、また総務経済委員会というのか。私は総務経済委員会の中で、勉強会の中で、12月議会でもいいんじゃないかと言ったので、総務経済委員会で引き続き、防災や何かと一緒にやっていくのかなと思ったものですから、ずっとそれを研究テーマに加えるんじゃ、ちょっと委員会の作業として負担かなと思ったものですから、内容を変えて今日は提示したという経緯です。

○土屋委員長 こういうふうに、この小さな意見への、委員会の中でも意見がばらつくような話を、委員会で要望書といって提案をするには、委員会としては非常に勇気が要するというよりも、それでいいのかなという感じがあるので、事は本当に大きな話で、こういった問題は議員全員協議会の中での意見を集約してやるべきじゃないのかなという気はするですけど。

何か皆さんのほうで、ほかに意見ありますか。

〔「委員長に一任、お任せします」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 いや僕に一任されれば、議員全員協議会で諮ってもらいたい。総務経済委員会でやりましょうなんていう、そんな簡単なことではなさそうな、皆さんの意見とか世の中の情勢からして。ましてや、これを出すと世の中どうなるのというのあるし。署名国が、批准国は66か国と書いてあるけど、核兵器を持っている国が入っていない状況の中でね。

要は学校のいじめと、例に出しては申し訳ないけど、いじめていない、いじめられる連中といじている連中が全く別にあって、いじめられている連中のほうが少ない場合でも、出せばそれは確かにいい意見だし、それでも持っているほうの、いじている人間のほうの考え方もあるし。この前の決算特別委員会であったように、おいて肩たたいただけでもいじめられたりするとか、こんなこともできんのかと言われただけでもいじめられたと感じるし、いじめたという捉えられたほうは、いや肩たたくぐらい誰でもやるよと思うかもしれない。そういった感情の違いの中で、ましてや事は核兵器だものですから、ウクライナはロシアの核兵器の中で脅かされているというのを見ると、そんな

大きなことを総務経済委員会で決めていいやら悪いやらという、自分の中でちょっといかなものかなとあるので、議員全員協議会にかけたいと思いますけど、議長どうですか。

○馬場委員 一つの提案をちょっとしたいなとは思っているんですけど、この委員会では、やはり委員長言われるように、ここで決定するというのは大変厳しい部分もあるんだけど、前回のところで先送りという一つの案が出されて、それで修正も出てきた。これは、先ほどの浜松市議会の状況等も含めて、また近隣も含めて、もうちょっと早急にすぐ結論出すじゃなしに、総務経済委員会でもうちょっと勉強した中で、10月の議員全員協議会とか11月の議員全員協議会へ修正案も含めて出して、それで御意見をいただいて、12月へどうするかというのを、一つの案かなというふうに。そして、今度の10月28日の朝やるというのはちょっと難しいので、9月26日の浜松市議会の結論もらっても、我々もその後で意見交換やるという話もちょうと難しいので、その辺は少し我々も研究と勉強して、そしてあと全議員さんにはこういう修正案は、今回は報告はちょっと、もうちょっと慎重にという話の中で先送りするということは委員長報告でもらって、総務経済委員会でもうちょっと時間いただいて、その中で今の佐原委員の修正案を含めて、あと議員さんのほうにも流した後、議員全員協議会の中で結論を出していく。それを恐らくまたそのままでは、総務経済委員会で最終やってくれというような形になると思うものですから、それで12月議会へ向けて、出す出さんは別にしても、最終的な結論をするための段取りを踏んでいければというふうに僕は思っています。私の意見としてはそうです。

○土屋委員長 いや議長の意見は重いので。

皆さん、どうですか。いいですか。佐原委員、いいですか、そんな話で。

○佐原委員 はい。

○土屋委員長 それでは、そんな意見で。

○馬場委員 事務局長、今度の議員全員協議会の中で1回報告をしないといけないじゃんね。

○山本事務局長 さきの議員全員協議会のときに、そうやって一度振ってますので、その取扱いについて簡単にでも説明はしておいたほうが。

○土屋委員長 それはそうだろうね。

○馬場委員 それは委員長のほうからそういったことで、今言ったことのところで。

○山本事務局長 継続審査という形じゃないかもしれませんが、一応、継続して検討していきますという言葉を一言まずお願いして、できれば少なくとも、9月の定例会の中で意見書は出てこないというのは、ある意味、納得ができるということになりますし、その先もまだ検討するという、記録としては残りますので。

○佐原委員 いいですか、委員長。

○土屋委員長 はい、どうぞ。佐原委員。

○佐原委員 さっき委員長が、ちょっとこの総務経済委員会だけでこの意見書の取りまとめをするのは意見が分かれるんで、議員全員協議会でおっしゃったけど、今、議長や局長の話だと、また総務経済委員会の中で勉強会を重ねてとかおっしゃってるけど、その辺の流れというのは、また議会運営委員会か何かで決めるってことですか。全然、違うじゃないですか。総務経済委員会では重いと。全体でやりましょうって言うと、18人でやるということじゃんね。その方向性というのはどこで。また議会運営委員会で決めるということですかね。

○馬場委員 最終的に今回は報告してもらって、その後で、最終的にはどこかで、全員でやらなければいけないと思いますけど、やるとなれば、今度は意見書の関係、もろにかかってくるので、議会運営委員会の委員長さんと相談した中で、議会運営委員会でもう一度全員でやるか、総務経済委員会で行うかというのを決めてもらいたいと思いますね。形としては、そういう形になってくるかな。

○山本事務局長 言い方として、これからの検討の仕方も含めて継続していきたいということであれば、改めてまた議会運営委員会なりとか、違う議員懇談会なんか、そのようなところの置く場所をちょっと決めて、議論をしていた

だくというのは、でやっていければ、何にしろ、とにかく一度は、最終日の日の朝、いただいたものについてはこうやって決めましたというその趣旨はお話いただくことになるかと思えます。

○馬場委員 継続審査と審議と、それとあと、取扱いについては再度検討してもらおうということでもいいじゃないかと思えます。

○土屋委員長 ということで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 はい。では終わりますか。

○佐原委員 どうも、ありがとうございました。

○土屋委員長 どうも、御苦労さまです。

○加藤副委員長 それでは、大変活発な意見ありがとうございます。

今日の場所はこれで終わります。

○土屋委員長 以上で総務経済委員会を閉会します。御苦労さまでした。

〔午前11時59分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 土屋和幸